

テーマ 第 10 回倉敷地区重症児の在宅医療を考える会
学校の医療的ケアをみんなで考え、支えあいましょう
—法的な視点から医療的ケアを考える—
(開催日 平成 28 年 7 月 30 日)

申請者 倉敷地区重症児の在宅医療を考える会 代表世話人 井上美智子

2015 年度在宅医療助成（前期）テーマ公募②
「地域包括ケアを目的とした在宅医療推進のための多職種研修会への助成」

提出年月日 平成 28 年 9 月 8 日

報告書

第 10 回倉敷地区重症児の在宅医療を考える会

テーマ：学校の医療的ケアをみんなで考え、支えあいましょう—法的な視点から医療的ケアを考える—（開催日 平成 28 年 7 月 30 日）

平成 28 年 7 月 30 日（土曜日）15 時から 17 時に倉敷中央病院 大原記念ホールにおいて第 10 回倉敷地区重症児の在宅医療を考える会を開催しました。

今回は、「学校の医療的ケアをみんなで考え、支えあいましょう・法的視点から医療的で考える・」をテーマに掲げ、下記の内容で行いました。

参加者は 59 名であり、職種は医療 47%、教育 37%、行政 9%、福祉 7%の内訳であり、医療関係、教育関係が 8 割以上でした。

1. 講演 「法的視点から医療的ケアを考える」

講師：奥野哲也弁護士、石倉尚弁護士、中濱孔貴弁護士

まず、奥野哲也弁護士により、特別支援学校における重症児に対する医療的ケアの係わる法的諸問題についての総論(法的責任、医療的ケアに関する事故に関わる法律、争点、インフォームドコンセント・同意の重要性等)について説明(添付資料 1)が行われました。

次に、今回の仮想事例(気管内喀痰の閉塞による健康被害に対する損害賠償を求めた事例、添付資料 2)を提示しました。これについて会場からの意見を聞いたのち、小休憩の時間をとり、この事例について聴講者同士の雑談を促しました。

その後、保護者側弁護士、学校側弁護士を設定したロールプレイ形式で事例検討を行いました。会場から今回の事例に対する意見を聞きながら、それぞれの弁護士から主張を行いました。これを通じて問題を整理し、家族の状況によっては自由意志が担保されないため同意書の有効性を欠く場合がある点、マニュアルは合理性を求められるため、医療の状況等により見直しを要すること、また医療支援についても検討の余地がある等の課題が示されました。

2. 情報提供

DVD「重症心身障害児の在宅ケア」の紹介

講師：倉敷中央病院 小児科 渡部晋一先生

医療機関間の在宅ケアの違いから生じる問題点を解消するために、倉敷地区重症児の在宅医療を考える会のワーキンググループが当該地区で統一した在宅ケアをまとめた DVD 並びに冊子を紹介しました。

DVD の一部(気管吸引)の動画を提示し、DVD の配布予定について説明しました。

今回の会合では、法律の観点から、保護者との同意形成には家族の状況を含めて十分な配慮が必要であること、学校内でのマニュアル作成やその運用について社会的な合理性がより求められる点等を共有できました。また、そのためにも様々な職種や立場の異なる人の意見を聞き、その協力のもと医療的ケアの必要な子供たちの教育環境を整備する大切さを発信できたと思われました。

研修会のアンケートからは、回収できた回答者の44名中29名(66%)が大変参考になったという回答であり、不明という回答の1名を除いた聴講者ほぼ全員から参考になったという評価を得ることができました。またアンケート上の感想からは、医療的ケアを必要とする子供が増え、ケアが多様化する学校現場の困難さに理解を深めながら、その状況に対して前向きに方策を探る意見が多く聞かれました。

以上から、今回の会合では、法律という視点が新鮮であり興味深かったこと、ロールプレイという方法により難解な法的解釈が理解しやすかった点が高評価の要因と思われました。また、訴訟という衝撃的な問題呈示でしたが、聴講者の意見を聞きながら課題を整理し改善を検討する方法が聴講の動機付けや課題のわかりやすさを増し、医療的ケアの必要な子供の支援進展への意識に至ったと考えました。なお、主催者以外の聴講者からも今回の会合への参加者が少なかったことを惜しむ声が多く、案内等の広報活動に課題を残しました。今後、開催の案内の様式や広報活動を検討し、参加者の拡大に努力したいと考えます。

この研修会は、公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団の助成により開催しました。心より感謝いたします。

特別支援学校における重症児に対する医療的ケアの実施に係る法的諸問題

平成28年 7月30日

弁護士 石倉 尚

弁護士 奥野哲也

弁護士 中濱孔貴

第1 法的責任とは？

民事，刑事，行政

→今回は，専ら民事責任に関して。

第2 損害賠償請求権の根拠となる規定

1 契約責任

＝債務不履行責任（民法415条）

2 契約外責任

＝不法行為責任（民法709条），国家賠償法1条1項

第3 弁護士が行う交渉の方法

1 大まかな流れ（損害賠償を請求する側）

当事者からの事情聴取→証拠収集→主張構成→損害額算定→請求（内容証明等）

⇒示談 or 訴訟。

2 弁護士の思考方法

勝訴判決を得るための主張・立証が可能か否か。

第4 民事訴訟の仕組み

1 当事者の活動

＝自己に有利な判決を得るために，当事者はどのような活動を行うのか？

2 民事訴訟の原則（弁論主義）

＝①裁判所は当事者によって主張されていない事実を判決の基礎とできない。

②当事者間に争いのない事実は判決の基礎にしなければならない。

③裁判所が調べることのできる証拠方法は，当事者が申し出たものに限られる。

3 主張責任

＝ある事実が当事者から主張されていないと，当事者の一方が不利な判決を受ける

＝自己に有利な判決を導く事実は，自ら主張しなければならない。

⇒これを，“当該当事者は，主張責任を負う”と表現する。

4 証明責任（立証責任）

＝裁判所は，紛争解決のための機関。

→ある事実が“真偽不明”であっても，判決をしなければならない。

→もっとも、あらゆる事実を100%確かであると立証することは不可能。
∴「証明度」という概念。経験則に照らした高度の蓋然性＝8割程度確か。

↓

この証明度に達しない場合に不利益を被る

⇒証明責任

5 証明責任の分配

原則として、自己に有利な法規の要件となる事実＝主張・証明責任を負う。
もっとも、立証の難易、証拠との距離等により微調整。

6 損害賠償請求事件の場合

＝原則として、請求する側が、各種要件を主張・証明する責任。

第5 国家賠償法1条1項の要件

- ① 権利・法律上保護された利益の侵害
- ② 公権力の行使に当たる公務員の行為による侵害
- ③ 職務を行うについてなされた
- ④ 違法性
- ⑤ 故意・過失
- ⑥ 損害の発生・額
- ⑦ 因果関係

第6 特別支援学校における医療的ケアに関する事故

1 法律構成

国家賠償法

2 争点

- (1) 権利・法律上保護された利益の侵害
- (2) 違法性，故意・過失
- (3) 損害の発生・額
- (4) 因果関係

3 インフォームドコンセント・同意の重要性

- (1) 現在の病状の説明，右に必要な治療内容，学校における治療の内容・限界
学校で治療することのリスク

＝事前の説明が不可欠。

本人（ないし親権者）の同意を得て行うことが不可欠。

- (2) では，同意さえ得ていれば，紛争は避けられるのか？

参照法令

民法

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

事例

1 ●●県内所在の●●県立Y支援学校に、軽度四肢麻痺の障害があり、気管切開処置を受けカニューレを装着した児童X（小学6年生）が入学することとなった。なお、Xの自宅及び両親の職場等の関係で、Xが現実的に通学可能な学校は、Y以外存在しなかった。

2 Xに関しては、痰による気管閉塞が発生するおそれがあったため、入学にあたり、Yの校長Aが、Xの両親X1及びX2に対し、Yでの医療ケアに関する説明を行った。

上記説明の場において、Aは、①「●●県の規定では、日常的医療ケアとしては、気管カニューレ内の吸引を行うことはできるが、「咽頭より奥」の吸引、すなわち、気管カニューレ奥の吸引を行うことはできないとされている。本校においても、この規定を踏襲し、「気管カニューレ奥」の吸引を行うことはできない」、②「Xが入学するに当たっては、上記に承諾してもらう必要がある」旨の説明を行った。

これに対し、X1及びX2は、「学校に通いたいというのはXの強い希望であるため、承諾します」と述べ、「Yの職員がXに対する「気管カニューレ奥」の吸引を行わないこと、仮に「気管カニューレ奥」の吸引を行わなかったことによりXに損害が発生した場合であっても、Yは一切の責任を負わないことにつき、承諾します」と記載された承諾書に、署名・押印した。

なお、上記説明は、後日X本人に対しても行われた。右説明の場には、X1及びX2も同席し、Xにも理解可能な平易な表現が用いられた。X自身も、当該説明につき、納得した旨の回答を行った。

3 Yには、職員として看護師Bが配置されていた。Bは、YにおいてXへの医療的ケアを行うに当たり、事前にXの主治医（外部の医師）からの概括的な指示を受けていた。当該指示においては、「Xに関して気管閉塞が生じた場合には、看護師自身の判断において適切な痰の吸引処置を行うこと」とされていた。

なお、看護師は、その職務上、「気管カニューレ奥」の吸引を適法に行うことができる。

一方で、Bは、Aより、「●●県の規程に従って、「気管カニューレ奥」の吸引を行ってはならない」という指示を受けていた。

4 平成28年7月29日午前10時、Y支援学校にて、Xに痰による気管閉塞が生じた。Yの職員である看護師Bは、Xに対して気管カニューレ内の吸引を行ったが改善せず、低酸素血症を生じたため、Xは、救急車にて病院に搬送された。

Xに対しては、救急車内及び医療機関到着後の処置が行われたものの、結果として低酸素血症による四肢麻痺の増悪が認められた。

5 気管閉塞の発生当時、Bは、「気管カニューレ奥」の吸引さえ行えばXの四肢麻痺増悪等は避けられるものと考えていた。

そして、実際に、29日午前10時の時点で「気管カニューレ奥」の吸引を行っていたら、四肢麻痺増悪という事態は十中八九回避可能であった。

6 X 1 及び X 2 は、知人より I 弁護士を紹介を受け、本件に関する損害賠償請求訴訟につき、委任した。なお、X 1 及び X 2 は、Y ないし ●● 県のみならず、A 及び B に対しても責任を追及したいとの意向を有していた。

一方で、A は、●● 県担当者を通じて N 弁護士に相談し、X 1 及び X 2 からの損害賠償請求への対応を依頼した。

第10回 倉敷地区重症児の在宅医療を考える会 開催のお知らせ

テーマ：学校の医療的ケアをみんなで考え、支えあいましょう —法的な視点から医療的ケアを考える—

「倉敷地区重症児の在宅医療を考える会」では、在宅介護を支援し重症児の生活の質の向上を目的として、医療、福祉、教育など様々な関係者が集まり、在宅での医療環境をはじめとした様々なテーマについて情報交換や相互理解を深めています。

近年、医療的ケアを必要とする重症心身障害児の増加に加え、そのケアの複雑化により、障害をもつ子どもたちが通学するためには、学校の努力だけでは対応が困難な状況にあると考えられます。前回の会合では、本年4月から施行された障害者差別解消法に基づく今後の教育の方向性についての講演がありました。さらに医療、療育関係者からは医療的ケアを必要とする児童の現状について報告していただきました。今回の会合では弁護士の方々に、医療的ケアに関連する仮想の係争事例を取り上げ、模擬裁判の形式を通じ法的な視点で捉えた課題について講演をお願いしました。法的視点は学校以外の福祉、医療の現場にも重要であり、今後の対応を再考する良い機会になると思います。また、子どもとその介護者がより納得した上で学校やその他の社会資源を利用するためには多職種が連携して体制整備をすすめる必要があります。課題を共有し支援の輪を広めるべく会合を企画いたしました。

お忙しい時期と思いますが、多くの方に参加していただきますようお願いいたします。

記

1. 日時：平成28年7月30日（土曜日） 15:00～17:00
2. 場所：倉敷中央病院 大原記念ホール
3. プログラム

15:00～ 開会

15:05～16:45 講演「法的な視点から学校の医療的ケアを考える」

講師 岡山ひかり法律事務所 弁護士 奥野哲也先生

弁護士法人 後楽総合法律事務所 弁護士 石倉尚先生

森脇法律事務所 弁護士 中濱孔貴先生

16:45～16:55 情報提供

DVD「重症心身障害児の在宅ケア」についての紹介

17:00 閉会

4. 参加費：無料

※参加希望される方は、同封しました申込用紙にご記入の上、下記事務局宛に7月22日（金）までに郵送にてお申し込みください。

なお、参加希望者が多数の場合、申込み先着100名にさせていただきます。

5. 事務局：南岡山医療センター 療育指導室 峯石 裕之

住所 〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島4066

電話 (086) 482-1128 ダイレクトイン5270

FAX (086) 482-3051

メールアドレス：mineishi.hiroyuki@momc.jp

助成：公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団